

令和7年度第2回伊予市文化財保護審議会議事録

令和8年3月6日

【日時】令和8年2月2日（月）14時00分～16時00分

【場所】伊予市文化交流センター 会議室 201

【出席者】審議会委員：胡光（会長） 井関憲明 岩田恒郎 遠藤貢治
岡田敏彦 遠部 慎 門田眞一 玉井光憲
中尾治司 水元 猛 三吉秀充 以上11名
教育委員会：上岡 孝 窪田春樹
事務局：北岡康平 西岡美加 島崎達也

【欠席者】審議会委員：本田 壽

委員会議事録

（※文字起こしにあたり、素起こししてケバ取りをした。加えて、同じ発言の繰り返しは削除し、明らかな言い誤りを修正するなど、部分的に整文した。一部を除いて個人名・施設名は伏せた。一部の発言は要約した。）

（司会）おはようございます。（一同：おはようございます。）令和7年度第2回伊予市文化財保護審議会を開催いたします。本日はお忙しいなかご参加いただきありがとうございます。本日、本田委員様から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。それでは、開会にあたりまして、胡会長がご挨拶を申し上げます。

（会長）本日は、ほぼ全員の委員の方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。非常に寒い中ではありますし、全国的にも、そして大学の方でも、今インフルエンザがすごく流行っております、大勢の学生も休んだりしている状況でありますので、どうぞ皆さんもお体の方は十分気をつけていただいて、私も念のためマスクをしたまま、進めさせていただきたいと思います。

本日の会議では、報告事項が中心になっておりますが、「その他」となっております部分で御意見を伺いたい、という内容が含まれているようですので、それぞれ皆様の立場から御意見を賜ればと思います。どうぞ、本日はよろしく願います。

（司会）ありがとうございます。それでは、次第2番、報告事項に移りたいと思います。ここから、進行を胡会長に一任させていただきます。よろしく願います。

たします。

(会長) はい。それでは、報告事項につきまして、(1)令和7年度第1回審議会で意見のあった件への対応について、対応をお願いします。

(事務局3) はい。まずは、お手元の資料の確認をお願いします。次第のついた本文と、資料をまとめたもの、2部を郵送しましたが、お手元にございますか？本審議会では、基本的に次第のついた本文を用いて説明し、補足的に資料を使用しますので、よろしくをお願いします。では、本文、次第をめくって1ページを御覧ください。

2. 報告事項

(1) 令和7年度第1回審議会で意見のあった件への対応について

(事務局3) まずは、前回の審議会でいただいた御意見御指摘に対する、対応・回答をご説明いたします。

一つめですが、長泉寺石造層塔の銘文について、『伊予市誌』で長泉寺石造層塔の記述をしたのは誰か調査すべきであるとの御指摘がありました。『伊予市誌』には、「文永2年」の「文」が「少し欠除」と書かれているが、これはどのような経緯で書かれたのか、参考資料や昭和40年以前の拓本があるのかを確認するようにとの意見です。これについて調べたところ、『伊予市誌』の初版が昭和49年に刊行された際に、「長泉寺石造層塔」の記載を担当した人物は、編集委員のいずれかと思われそうですが、明記されておらず不明です。参考資料や「少し欠除」と書かれた経緯も不明です。詳細は、別紙の資料1を御覧ください。文化財の評価についてですが、銘文の状態を撮影した写真または拓本のうち、把握できる範囲で最古のものは、昭和40年刊行の『愛媛県金石史』（正岡健夫1965）に掲載されている写真です。現時点では、写真により事実確認できる昭和40年頃の情報、つまり「文」の文字が完全に欠損している」を評価の根拠にすべきと考えます。

次に、伊予市が所蔵する民具について、旧中山高校校舎を管理する河原学園様と協議するなどして、改めて良好な場所での収蔵を検討してほしいとの御意見がありました。雨漏り対策の継続、長期的な保管場所として、校舎に屋根を付けるなどの手段の検討、資料館や博物館の検討についても御意見がございました。これに対して、まずは教育長、局長の立会のもと、12月に現地で原因を調査しました。旧野中小学校の雨漏りの原因は、屋上に貼られている防水シートが劣化して穴が開いているうえに、排水管が詰まって排水が上手く機能せず、雨がシートとコンクリートの間に溜まってしまうことだと強く推測されます。資料では、

「1月下旬以降に清掃を計画しています。」とありますが、資料を送った後の1月28日に、文化財保護担当と中山地区公民館の職員で野中小学校の屋上の清掃を行い、少しでも屋上に雨水が溜まらないようにしました。長期的な計画についてですが、旧野中小学校校舎は、雨漏り以外にも各所で外壁が剥離するなど、一目して状態が悪く、仮に多額の費用を投じて雨漏り対策を実施しても、長期的な建物の維持管理が可能か疑問な状態です。参考までに、旧永木小学校校舎は、現時点で状態は良好です。この差が生じている原因についてですが、旧野中小学校は昭和51年3月落成と、出来たのが半世紀も前なのですが、永木小学校は昭和63年3月完成と比較的新しいうえに、屋上に屋根がついているため、状態がよいものと推測されます。旧中山高校の本館は昭和51年度落成で、旧野中小学校と同時期の建物なのですが、現時点では雨漏りの影響が確認されていないため、民具の移動を検討していきます。

次に、小学校所蔵資料について、保管管理状況を改善していくよう学校と協議する必要があるとの御意見がございました。これについては、昨年度と今年度調査を実施した小学校に対して、適切な管理をお願いしています。

次に本文2ページ目を御覧ください。続きまして、大平の堂ヶ谷経塚から出土した県指定文化財「金銅経筒」を、文化協会と協力するなどして、市民に知ってもらう機会を設けて欲しいとの御意見がありました。これについては、伊予市には専用の展示施設がないため、実物を借用しての事業は不可能ですが、『広報いよし』3月号と、『大平地区公民館だより』3月号で、愛媛県歴史文化博物館の企画展示「伊予の経塚名品展」を周知するなど、情報発信を行います。

民俗調査を実施すべきという指摘については、随時実施しており、YouTubeで動画を配信しています。一旦、ここで説明を区切ります。

(会長) はい。それでは、今までのところで御質問はありませんでしょうか？(委員6が挙手) はい、どうぞ。

(委員6) はい。一番目の長泉寺の石造層塔、これも去年からずっと、銘文について、解説版を作る時に、このことについて質問があった経過なんですけども、ちょっと僕もその時に確認してなかったんですけども、委員4もご存知だと思いますけども、長井數秋先生の『伊予市内の中世様式の石造塔』という本をご存知ですね。これまでの長井先生の研究内容をまとめたもので、この長泉寺の塔について調査を行っておられて、長泉寺のものについて詳細な調査が行われております。その中の「長泉寺東1号五輪塔」のところには、銘文があるものがあるんですけど、ちゃんと残ってまして、文永2年11月という銘文がちゃんと記入されているということ。それから層塔については、この72ページのところで、要するに、鎌倉

時代中期の記念銘が残る層塔というのは、県内で3塔。その3塔とも、伊予市内に残存していると。記念銘の最古とみられる塔は、文永2年の宮下長泉寺の層塔であると。これに続くのが、建治3年銘の、これは大平曾根の県の指定文化財ですね。1277年です。それからもう一つは、御替地のところの墓地、鎌倉時代中期初頭の、同じく建治3年ということで、鎌倉時代中期のちゃんとした層塔が伊予市に3つあるぞというのは、もう既に研究者の中では明らかになってるわけですね。ですから、これまで、この長泉寺の石造層塔を指定文化財（※県指定）に指定していないということで、ちゃんとその手続き等を含めてですね、やはりすべきじゃないかという議論がありましたし、解説版作る時も、その趣旨でこの調査は行われたと思います。ですから、ここが欠落してるというのは、間違いはないんだけど、既にそういう先行研究、それから長泉寺のその他の石造物との関係でも、明らかに文永ということで、間違いはないんじゃないかという、そういう視点で、ちゃんとした評価をすべきだということを少し付け加えております。以上です。

（会長）はい。ありがとうございます。補足いただいた欠損自体は、欠損の事実があるんだけど、「文永」という判断で問題ないであろう、というようなことだったと思います。なので、表記としては、四角括弧で〔文〕を囲むというのが、現状の書き方だろうと思いますので、今後はそういった表記をされたらいいのではないかと思います。よろしいでしょうか？ では続きの報告をお願いいたします。

（事務局3）はい。2ページ目の上から3項目目から再開します。市場南組窯跡群についてですが、1月に松山で市場南組窯跡群のワークショップが実施される旨、市場南組窯跡群の現地公開と測量を令和8年度以降に実施予定との点、委員10からご説明がありました。2月7日に「市場南組窯産須恵器検討会」が開催されるとのことですので、文化財専門員を派遣します。調査等については、委員10と相談しながら計画します。

次に、監視哨や防空壕などを対象とした戦時中の聞き取り調査については、市民の皆様や双海史談会さんと相談しながら準備中です。

つづいて、上灘の「岡獅子舞」についての御指摘がありました。平成23年の『いよしの文化財』では、佐礼谷から上灘に伝わったと記載されているが、佐礼谷では、上灘から佐礼谷に伝わったと伝えられている。訂正してほしい、という内容でした。これについて、双海町時代の資料を確認しましたが、岡獅子舞は「佐礼谷から伝わった」と認識されているようです。調査は継続しますが、どちらが正しいかという議論ではなく、両地域にそれぞれ由来が傳承されているという

ことで、双方を尊重した扱いにしたいと思います。よって、現時点では訂正は行いません。

次に、三秋の陶製狛犬についてですが、指定の際は所有者の意向が重要であり、他に指定されている江山焼と比較して美術品としての価値を提示すべき、との御指摘をいただきました。これについては、指定を念頭に置いた調査を実施することについては、既に所有者の承諾を得ています。所有者の承諾書を得たうえで、事務局で指定手続きを行うことも可能ですが、指定に足る十分な調査が出来たと事務局が判断した時点で、伊予市文化財保護条例第 4 条に則り、所有者から指定を申請していただくのが望ましいです。美術的な価値についても検討しますが、この作品は、墨書から楨鹿蔵が若い頃の作品である可能性が高いという点で他の作品とは明確に異なるため、美術的な価値だけではなく、歴史的な価値付けと真贋の判断が必要と考えます。

3 ページ目に移ります。次に、彩浜館では、「与州大洲郡中波戸図」など、築港に関わる絵図等もパネルを常設展示すべきとの御意見がございました。これについては、彩浜館の利用状況や利用者層を確認しながら、どのような展示が適切かを検討します。一応、展示する古写真を収集できないかと動いています。

最後に、「伊予市彩浜館条例」で演劇や映画に使用できない点は改善すべき。彩浜館の稼働率を上げるための設備投資をすべき。との御意見がございました。これについて説明いたしますと、これは伊予市彩浜館条例の第 4 条を指します。読み上げますと「第 4 条 彩浜館は、興行的行為（演劇、映画等）の会場としてこれを使用してはならない。」とあります。このような条文が定められている理由ですが、たとえば社会教育法第 23 条では、公民館では営利目的の事業や特定の政党、宗教に関する事業が禁止されています。彩浜館は社会教育法に基づく公民館ではありませんが、「住民の福祉と利便に供する」公の施設であるとされているため、このような制限が設定されているものと推測されます。実際に、昭和 63 年度から平成元年度にかけて改修工事が行われた際の記録をみるに、主に市民が会合をして、飲食の場として利用することが主要な用途と想定されていました。営利目的の興行行為は想定されていないとみられます。結論を申せば、現状でも、非営利であれば演劇や映画の会場として利用可能です。設備投資についてですが、前回の第 1 回審議会の開催に合わせて、パイプ椅子や座椅子を購入するなど、備品を充足させました。また、参考までに、商工観光課が管理していた令和 6 年度までは、会議室等としての利用が中心のさざなみ館と、和室としての利用が中心の彩浜館で役割分担をしていたため、現時点では、彩浜館は今後とも和室としての利用が中心になると見込んでいます。以上です。

（会長）今までの説明で質問がありましたらお願いいたします。

(委員 6) はい。

(会長) 委員 6。

(委員 6) はいどうも、前回もちょっと指摘させてもらいました。まず説明の中でですね、要するに、公民館は営利目的の事業等とかは禁止されてると、それに準じたものだということですが、実際は、公民館の場合もですね、入場料を徴収して使用する場合の規定がありまして、有料でもいろんな活動できます。例えば、今の伊予市公民館設置条例の中には、例えば 1,000 円未満の場合は基本使用料の 3 割アップ、それから 3,000 円以上の場合には 7 割（を加算）だとかですね、そういうふうには有料の事業は、公民館でもできるわけです。営利目的とかであってね。ですから、同じように準用するのであれば、営利とか非営利とかそういうようなことではなくて、幅広く使えるものですから、単に公の施設であるために制限が設定されているというのは、ちょっと僕は当たらないのではないかと思います。いずれにしても、この彩浜館条例 4 条というのは、ちょっと特別な規定ですね。要するに特定の興行的行為が、その会場としては使用してはならないなんていうのは、あんまり条例としては珍しいものなんで、興行的行為だというのは解釈でもいろいろ違いますから、ここについては敢えて、どういう形にするのか別にして、見直しがやっぱり必要ではないかと。おそらく、先ほど事務局の方から説明ありましたが、元々、前も言いましたけども、彩浜館は郡中の町方がお金を出して建設をして、彩浜館をサロンの場所あるいは飲食の場所として活用してたというところで、現実的には今もそういうふうに使われてるということで、あえてこういう興行的な行為というのは禁止したという結果ではないかと思われま。しかし、これを広くいろんな活動、いろんな活動をですね、要するに公民館のように文化やレクリエーションの場所として、よく使ってもらって稼働率を上げていくという点については、この 4 条というのはあまりふさわしくないということで、これ条例改正ですから、少し議員さんの御意見も聞いてですね。慎重に改正をしてはどうかなということを知りたいと思います。それからまた前も言いましたけども、稼働率がやっぱり非常に低いわけです。ですから、いろんな形で来ていただいて、受容してもらおうことで、伊予市にもいろんな使える場所があるという、あるいは近くの観光的な施設にも回遊できるということですから、合わせてですね、施設の、座敷を使っている方とは見解が違うかも知れない、意見が分かれるかもしれませんが、やはりフローリングなど、椅子や机のフローリングまでできるかどうか、改善していくというのを今、従事している方からも、それをしないとなかなか稼働率が増えないというのが率直な意見でございますので、予算かかることですが、ご検討いただきたいと

思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。稼働率を上げるという非常に重要な課題に対しての御意見ですので、またご検討いただけたらと思います。

(委員 1) すいません。質問いいですか。

(会長) はい。

(委員 1) この伊予市彩浜館条例は、いつ制定されたのですか？

(委員 6) 平成 17 年。

(委員 1) 平成 17 年ですか？その時に伊予市の方に所管が移ったのですか？

(委員 6) いや。旧伊予市の時から。

(委員 1) 昭和 30 年以降のどこかで、伊予市の所管になって、条例自身は平成 17 年という理解でよろしいですか？

(委員 6) 戦後、郡中町に移管されてですね。戦前からですか？要するに町のサロンの共有物だったのを、灘町に寄付をして、灘町が管理して、そこで要するに貸館事業をしていたんですね。ところがそれも経営が難しいので、次は町の方ということで、郡中町に渡したという経緯があります。後戦また伊予市になって、新しく移管された。その時に、これも平成 17 年以前は違う条例だったかもしれませんが、その経過のなかで、そこは調べていただきたい。

(委員 1) ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。事務局の方、何かありますか。

(事務局 1) はい。経緯について、担当の方からお願いします。

(事務局 3) 彩浜館の条例につきましては、合併前の旧伊予市の時代からも条例自体はあったわけです。例えば、当時の記録はほとんど残ってないんですけれども、昭和 63 年から平成元年にかけて彩浜館を建て替えるということで、彩浜館条

例が実際に改正されたりはしてるわけなので、それ以前から条例自体はあったわけですね。彩浜館の歴史を見ますに、昭和 22 年に当時公会堂であった彩浜館を転用して郡中町公民館、そしてこれが昭和 27 年まで続いたわけなので、その後、いつの段階で条例ができたか私も調べられてないですけど、おそらくこのあたりから条例があったんじゃないかとは推測しています。これは調査をさせていただきたいと思います。

(事務局 1) よろしいでしょうか？補足で説明をさせていただきます。昨年度までは商工観光課、市長部局の方の管轄だったんですけども文化振興の方に近い活用をしようということで、今年度から彩浜館は社会教育課の管轄というようになっております。先ほどから話題になっております利用促進については、以前からというところがあるんですけども、文化というところも踏まえた上で、こちら利用促進に関して検討していきたいというふうに考えております。ただですね、建物自体が昔からある特殊な建物でございますので、今までの経緯であったり、そういったものは、委員の皆さんの御意見も含め、詳しいところを調整した上で、慎重に条例改正についてはまた進めさせていただけたらというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。社会教育課に移ったということで、文化財的な側面も考えながらというようなところだろうと思いますので、そのあたりも意識しながら、またご活用ください。それでは他ございませんか？

(委員 10) はい。

(会長) 委員 10、お願いします。

(委員 10) 2 ページ目の一番最初ですね。3 項目目の、1 月に松山で市場南組窯跡群のワークショップということで、今週の土曜日、2 月 7 日に開催します。大学の場所が狭いので、40 名弱ということで募集してありますが、今 30 名強の方に応募いただけてます。ちょっと日程が厳しくてなかなか来れないという連絡が多かったので、次年度以降も別の形で、ワークショップ的なものを考えているんですけど、実は 11 月に 1 回、文化財専門員にもお越しいただきましたけれども、準備会を県内の埋文担当者を対象にしまして、そこでも 30 名強の参加がございまして、今週の会と合わせて、若干かぶってる方もいらっしゃるんですけども、60 名前後の方が来ていただいてワークショップ開催できそうでございます。興味深く思われてる研究者の方も結構いらっしゃると思いますので、令和 8 年度に現地公

開ということも予定をしておりますけども、文化財専門員とご相談しながらその辺また進めていきたいと思っております。また今週の結果については、次回御報告させていただきます。以上です。

(会長) ありがとうございます。日が迫っておりますので、また補足説明等を参考にさせていただけたらと思います。よろしいでしょうか？ 丁寧に前回の会議の結果対応をまとめてくれておりますので、こういった形でこの会議の成果が確実に反映されてるのは、いいことだと思います。では、次の議題に移りたいと思います。今年度の事業について説明をお願いいたします。

(2) 令和7年度の事業計画のうち重要な案件について進捗報告

(事務局3) はい。4ページを御覧ください。前回、第1回審議会で御提示した事業計画について、進捗状況を説明いたします。

まず①刊行物について。令和8年度末の『伊予市内遺跡詳細分布調査報告書VI』刊行に向けた作業を進めます。これは、伊予市遺跡詳細分布調査委員会による平成31(令和元)～令和3年度の調査成果が未報告となっているため、刊行に向けて整理作業を進めるものです。これについては来年度予算を計上しているほか、現在整理作業と原稿執筆を進めています。ただ、他の業務を優先してきたため、進捗に大きな遅れが生じています。今月から来年度にかけては、報告書作成を文化財保護担当の最優先事業として実施して、遅れを挽回する予定です。

②文化財説明看板の修繕について。今年度は、宮下の「今岡御所跡」を対象に、修繕を計画しました。文献調査を実施した結果、1月27日に修繕を実施しました。文面については資料2を御覧ください。もとの板面が幅166cmもある大きな看板なので、地図と写真を5枚入れました。もとの看板等では『大洲旧記』を引用して、ここが伊予皇子の崩御地とされてきましたが、原文を確認してみると、ここは崩御地ではなく、あくまで廟の跡地だとされているため、複数の文献も参考に、文面を大幅に見直しました。なお、この「今岡御所跡」は指定時の名称は「今岡御所」でした。「御所跡」の「跡」は指定当時はなかったのですが、文献を確認したところ、平成17年3月刊行の『伊予市の文化財』で現在使用されている「今岡御所跡」という名称になったとみられます。この経緯と理由は不明です。今回の文面では「今岡御所跡」を採用しました。

つづいて、③市内小中学校の所蔵資料調査なのですが、2校目に伊予小学校で実施を計画中としていました。これについては、8月に伊予小学校で調査を実施して、おおまかな所蔵場所を記録しましたが、他業務を優先させた都合で、詳細な記録調査を実施する時間までは確保できませんでした。来年度に持ち越しの予定です。

つぎに、④未指定文化財調査については、色々と御提示しておりました。まず無形民俗文化財ですが、市内 4 箇所で亥の子の調査を実施しました。前回の審議会で話題にあがった、両谷獅子舞については、唯一の市指定無形民俗文化財ということで、取材のうえで YouTube 動画を公開しました。中山地域の「出瀨邸古城庄屋宅之圖」については、委員 3、委員 9、松前町教育委員会、松前町松前史談会の御協力を得まして、結果として、原本と推測される資料が愛媛県立図書館に収蔵されていることを確認しました。ただ、同館は現在耐震改修工事中で、当該資料を閲覧できません。よって、工事終了を待って調査を再開予定です。

⑤の市民向け普及啓発活動については、12月20日に、郡中地区公民館との共催で「郡中で遺跡を探そう！」を開講しました。講師として委員 4 にお越しいただき、地元の郡中小学校にも御協力いただきました。結果、市内外から親子連れなど 24 名の参加がございまして、この近くの内台遺跡と下吾川新池遺跡の間地点にて、須恵器など多数の遺物を表面採集しました。一旦、ここで説明を区切ります。

(会長) それでは、今までのご説明で御質問御意見はありませんでしょうか？

(委員 1) すいません。

(会長) はい、どうぞ。

(委員 1) あれ、今岡御所跡の説明看板は、まだ修正行けますか？(事務局 3: 首を横に振る) いけませんか？ちょっとルビの文字が抜けてるような気がしますけれども。ただそれだけです。

(会長) これは明らかな間違いなので、修正可能であれば修正した方がいいです。無理であれば、上からシール貼るとかいう対応になりますが。

(事務局) 対応を検討させていただきます。

(会長) はい。よろしく申し上げます。その他、ありませんか？

(委員 6) はい。今日本田委員さんがいらっしゃらないんですけども、もう何年も前から、いわゆる長州大工のことですね、ここに書いてある「彫刻以外も含む総合的な調査ができないか可能な範囲で検討中」ということですが、要するに、事務局 3 も知っていると思いますけども、長州大工が残した社寺建築について

は、既に 2011 年に当時の犬伏先生や花岡先生たちが調査した報告書が出てまして、あるいは県建築士会の調査報告書が出てます。ですから、目的は、いわゆる伊予市に残されている。長州大工の彫刻、特に中山地域のですね、3 点ありましたね。永田三島神社、特に山吹御前の神社の本殿ですね。これがやっぱりもう危険な状況になってきているということなんで、そこをちゃんと保護するために、具体的な、あるいは文化財の指定も含めて対策をしてほしいというのが要望の内容だったと思います。ですから、総合的な調査研究するのが目的ではなくて、今現存して、危機的にあるそういう文化財を守るということに限って、やはり具体的な作業を進めないと、総合的な調査をするということなんだけど、それは、事務局 3 が一生懸命頑張っても無理だと思いますから、ちょっと焦点を絞って、地元の方の危機感も、ずっと言ってる通りです。特にいろんなものが壊れてきますから、そういう点を再度、いつも言っておりますけど、よろしくご対応ください。すいません。

(会長) ありがとうございます。総合調査というよりは、現状確認と今後の課題の抽出で、できるのであれば保護ということだと思います。そういった方針でご検討いただけたらと思います。総合調査は、できればいいんですけども、総合調査というところを目指すものではないということですね。はい。他よろしいでしょうか？(会場沈黙) それでは先ほどの長州大工の件は、今後時間が取れたら、どういったものがあるかという状況になってるかとかいうのが、この会でも報告されるようなことになれば、とりあえずの第一段階としてはいいのではないかと思います。ご検討をいただけたらと思います。それでは報告を続けてお願いいたします。

(事務局 3) はい。本文 5 ページを御覧ください。⑥の埋蔵文化財の調査について、まず、試掘調査と工事立会の成果を以って、下吾川の池田遺跡の範囲を拡大しました。調査成果については、昨年の夏の縁側モール展で「発掘された伊予市」と銘打って展示を行い、どのような遺物が出土したのかを市民に広く周知したうえでの変更となりました。

つづいて、上三谷の旗屋遺跡Ⅰ、旗屋遺跡Ⅱについては、集落跡とされておりますが、設定されていた包蔵地の範囲が、発掘調査を実施した範囲の直近だけであり、周辺に広がる集落跡を保護するには狭すぎました。よって、範囲を大幅に拡大しました。いずれも愛媛県教育委員会と協議のうえ、正式な変更として運用中です。

同じく上三谷の塩塚古墳の近接地については、これも「発掘された伊予市」で展示したのですが、工事立会の結果、古墳から少し離れた場所にも、深い場所に

遺物包含層が存在することが明らかになっています。現時点では、この一帯の包蔵地は、一個一個の古墳の位置が点でプロットされています。つまり古墳から離れた場所は保護できていません。今回の発見を以って、点ではなく面で、より広い範囲を包蔵地に設定して埋蔵文化財を保護する必要があるのですが、どの範囲までを保護対象とすべきかは要検討であり、包蔵地範囲の拡大には至っていません。

なお、現在、市場から三秋にかけての範囲で、高速道路関係の事業計画が浮上しています。2月12日に協議実施予定ですが、一体には市場かわらがはな古代窯跡群や三秋窯跡、尼ヶ古城跡などの貴重な埋蔵文化財が報告されているため、慎重に対応していきます。

最後に、⑦その他です。寄託資料については、また後程ご説明いたします。文化財保存活用地域計画に関する情報収集も実施しました。具体的には、伊予市の庁内で、文化財保護行政との連携が好ましい業務を実施している部署の洗い出しを実施中です。また、来年度から第3次伊予市総合計画策定が開始するため、事前のワークショップに文化財保護担当職員を参加させました。この文化財保存活用地域計画については、これまで、この審議会の内外で様々な御意見をいただいておりますが、教育委員会だけでなく、伊予市全体で携わることですので、準備不足のままスタートした場合、失敗する危険が大きいです。まずは、実際に計画を策定するのかどうかを決める必要があるのですが、まず、現行の人員体制では、中長期的にみて適切な計画の策定案を提示することは困難です。そこで、令和8年度に『伊予市内遺跡詳細分布調査報告書』の作成が一区切りするため、それ以降、つまり令和9年度にロードマップを作成したうえで、人員体制を含めた具体的な作業計画を作成し、計画作成を開始するのが望ましいと考えます。なお、これは伊予市の保存活用地域計画の話でして、個別の文化財にかかる保存活用計画については、可能な範囲で準備を進めて参ります。

次に、戦後80年を迎えて、戦時中の証言の収集、戦跡の記録を収集する事業を計画し、実際に、委員2、および八倉と湊町の戦前生まれの方々数名に複数回に渡り聞き取り調査を実施し、証言を録音、撮影しました。ただ、単に記録しましたというだけでは、意味がありません。これらの証言を後世に伝えていくためにも、成果については来年度に一旦とりまとめ、成果を市民の目に見えるかたちで提示予定です。また、聞き取り調査は、戦後81年目となる今年も継続していきたいです。

最後になりますが、佐伯矩の生誕150年にあわせて、令和7年度愛媛人物博物館冬季企画展への情報提供を行いました。こちらは後程、詳細をご説明します。以上です。

(会長) ありがとうございます。それでは、今のところで質問意見ございませんでしょうか？よろしいでしょうか？(会場沈黙) 確認ですが、文化財保存活用地域計画は、重要な各自治体への課題だと思いますが、8年度以降に計画を立てていくということでしょうか？

(事務局 3) 8年度末に、今取り組んでいる分布調査報告書の業務が一旦は終わりますので、そうなれば文化財専門員の手が空きますので、それ以降の話になるかと考えております。

(会長) 8年度から準備が始まるという予定ですか？

(事務局 3) 8年度の末から準備が始まるとお考えいただければ。

(会長) 非常に重要な課題だろうと思います。御意見ありますか？

(委員 5) すいません。いわゆる補助金取りながらやるようなイメージでしょうか？

(事務局 3) その辺も含めて、一切決まっていない状況でございます。

(委員 5) となると、もうその翌年度っていう…。

(会長) 計画が翌年度ですね。秋ぐらいに補助金ヒアリングがありますからね。

(委員 5) 先ほどマンパワーの問題がありましたけれども、例えばコンサルを入れるとか、そういったこともご検討されると、マンパワー的な問題も少し改善するのかなと思うんですが。

(事務局 3) 今後の検討とさせていただきます。ありがとうございます。

(会長) 他ありませんでしょうか？よろしいでしょうか？はい。それでは報告事項の3、歴史資料の報告ですね。6ページ目のご説明をお願いいたします。

(3) 歴史資料の受贈受託および整理・返却について

(事務局 3) はい。次に、3の「歴史資料の受贈受託および整理・返却について」説明します。本文の6ページを御覧ください。まずは、前回の審議会で御報告し

た資料の現状を御報告します。今年度の5月23日付で受託した冊子『今ふるさとに獅子は舞う一心を豊かにする公民館活動実践記録一』は、後の調査で、双海地域事務所の図書館にも収蔵されていたことが判明しました。10月23日付で返却済みです。なお、希少な資料ということで、今回作成したコピーを伊予市立図書館に寄贈しました。

つづいて、委員9から御寄託いただいている寄託資料『佐礼谷獅子舞関連文書』14点については、令和9年度末までの一時的な寄託につき、今後の扱いについて相談が必要です。なお、先程ご紹介した『今ふるさとに獅子は舞う』によると、昭和50年の時点で、同様の獅子舞関係の近世文書が、中山地域長沢の個人宅に保管されていたことが判明しました。委員9とは相談していますが、未指定文化財の所在確認として、現状確認が必要と考えます。

続いて、新規に受託した『藤谷豊城・忠義関連資料』です。今年度の8月25日付で、元郡中町長である藤谷豊城の孫である藤谷忠義氏の遺品が寄託されました。寄託者は忠義氏の御息女です。資料3を御覧ください。20点ほどの資料なので、事務局で整理したうえで、寄贈に切り替える資料と、返却する資料に分類しました。一部図書は、伊予市で保管するのは適切でない判断しましたので、受け入れ先を探しました。まず、一覧表の7番は、藤谷忠義氏の明教中学校の卒業アルバムです。明教中学校は、現在の東海大学付属浦安高等学校中等部なのですが、お電話で事情をお話したところ、戦時中の資料ということで興味を示して頂き、所有者の方さえよければということで、引き取っていただけることとなりました。一覧表の12～14番の書籍3冊は、いくつかの図書館に相談した結果、松山市立図書館で引き取っていただけるとのことでした。よって、これら4点はまず所有者に返却のうえで、それぞれ第三機関への寄贈をお勧めする予定です。一旦、ここで説明を区切ります。

(会長) それでは、今までのところで御質問、御意見お願いいたします。委員9、補足ありますか？

(委員9) はい。獅子舞に関してなんですが、お世話になっております。上から5行目から6行目、同様の獅子舞関係の近世文書が中山地域長沢の「長泉氏」って書いてるんですけど、そういう名字はないはずなので、一番確率が高いのは、上長沢のI氏と思って、お電話したら、Iさん、50年前に上灘から人がおいでて、資料を見せてくれということで、写真を撮ったのを覚えておいででした。上灘の岡獅子舞を文化財(※当時の双海町指定文化財)として指定するのに、資料が(地元)に残ってないので、その資料のために、長沢の獅子舞保存会の当時会長さんであったI氏の所へお伺いして、その写真を撮って帰られたそうです。

それで、その続きを確認したいなと思ってたのですが、最後の長沢の獅子舞の会長さんが、下長沢の I さんという方で、その長櫃の中にあるはずだと聞いたんですけど、本人に電話したら、「無い」ということでした。近所の方二、三名に確認したら、「その長櫃の中に公文書があるはずだ」とはお伺いしたんですが、年数が経っておるので、まだ確認できておりません。以上です。

(会長) ありがとうございます。事務局でも何かコメントありますか。

(事務局 3) はい。貴重な情報提供ありがとうございます。調査にご協力させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長) 貴重な文書がありそうだということで、まだ未確認ですので、いろんな信頼関係も築きつつというところだろうと思います。引き続きよろしく願いいたします。

(事務局 1) 1 点すいません。先ほど委員 9 さんの、その「長泉氏」というのは、I 氏で間違いないと思いますので、資料の誤りだと思います。失礼しました。

(委員 9) 違います。本に「長泉」と書いておりました。双海町の本に。僕もコピーをいただけるとのことので、コピーをいただいて帰りましたので。そこで確認しました。

(会長) ありがとうございます。その他ございませんでしょうか？ (会場沈黙) よろしいでしょうか？ それでは引き続き説明の方をお願いいたします。

(事務局 3) はい。続いて、令和 6 年度に受託した、寄託資料「灘町堀井恭式収集資料」の整理・選別です。経緯については、令和 6 年度第 2 回伊予市文化財保護審議会の資料 3 を参照ください。今年度からご参加の委員には、今回の審議会に合わせて資料を送付しました。端的に申しますと、亡くなった郷土史家の方の遺品を、令和 8 年度末までお預かりするものです。委員 1 の協力で一覧表を作成しましたので、受託期限である来年度中に、寄贈へ切り替える資料と返却する資料に分類します。これについては、報告事項の範疇を越えますので、後ほど詳細を述べさせていただきます。

次に、寄託資料『東亜大戦/皇國大旗』です。これも昨年度の第 2 回審議会で御報告しましたが、オレゴン州の米兵の遺族からお預かりしたものです。今年度は、専門家の方の意見を受けて報告書を作成しました。評価もほぼ固まっている

のですが、今後の扱いについては、現在各所に相談中です。つきましては、今後の処遇について事務局案が完成した段階で、再度御報告いたします。

最後に、現在受贈手続きを進めている、『上吾川福田寺本堂襖裏張り文書』です。資料4を御覧ください。福田寺本堂は、国の有形文化財に登録されている古い建物でして、襖の裏張りに古文書が使用されています。昨年度に引き続き、胡会長の御協力で、愛媛大学ミュージアムの博物館実習にて、古文書を剥しました。その結果、28点を資料化できました。資料4の1ページ目が一覧表です。なお、これは過去4年間、同じ襖を博物館実習で剥しているものでして、襖番号1番と番号を振っています。この福田寺本堂の襖に関連して、今年度初めて実施した試みとして、市内の港南中学校の職場体験を受け入れた際に、中学生に、別の襖の古文書を剥していただきました。この襖には、襖番号2番と番号を振りました。結果、多数の古文書を剥すことに成功しました。現在、文化財専門員がひとりで整理作業をしているのですが、番号を振って、写真を撮影して、封筒に収めた点数は28点になります。資料4の2ページ目が一覧表です。さらに、ざっとこれの数倍の古文書が未整理のままとなっています。この襖番号2の特筆すべき情報として、元文3年、西暦1738年の日付が書かれた文書1点が見つかりました。また、福田寺宛の文書に加えて、寒山寺や宗泉寺といった別のお寺に宛てられた文書も多く見つかっています。特に宗泉寺というお寺宛の文書は数が多いです。これは、現在の久万高原町にある、福田寺と同じ臨済宗の寺院を指すとみられますが、詳細は調査中です。以上です。

(会長) ありがとうございます。今の説明で質問、御意見ありませんでしょうか？ よろしいでしょうか？ 説明のあった元文3年というのは、襖から出てくるものとしては、割と古い方の年号になると思いますので、バラバラになっているのは残念ですが、貴重な資料が出てきていると言えます。それでは続いて説明をお願いいたします。

(4) 指定史跡・天然記念物の損傷について

(事務局3) はい。6ページの下部を御覧ください。市指定史跡と県指定天然記念物の合計2点で、損傷が発生していますので、御報告します。資料5を御覧ください。

まず、尾崎にある市指定史跡「尾崎天神下古墳」に小動物が住み着いているとみられ、墳丘が掘り返される被害が出ています。資料5の1ページ目を御覧ください。現地確認のうえ、環境政策課と相談した結果、小動物を駆除することはできず、忌避剤などを設置して追い出すか、免許を所有するハンターに依頼するしかないとのこと。そしてこの件は、もう一つ問題が生じています。当該地

の土地所有者は、前の所有者の死亡により土地を相続したのですが、県外在住の方です。よって、管理ができないことを理由に所有者変更の手続きを拒否しており、史跡の管理ができていない状況です。それならと、管理責任者の選任を提案したのですが、これも拒否されています。このように、正式な所有者が宙に浮いている状況ではありますが、取り急ぎ、教育委員会で獣害に対応する点については同意いただきましたので、棲みついていると思われる動物には、春になって温かくなったら、穴から追い出す予定です。ただ、何の動物が墳丘を荒らしているのか分かっていないため、具体的な方法については、今後検討していきます。

次に、資料5の3ページ目を御覧ください。中山地域の県指定天然記念物「ボダイジュ」が損傷しました。経緯を説明しますと、令和8年1月11日（日）朝、盛景寺にて、ボダイジュ（県指定天然記念物）の大きな枝の1本が折れて納骨堂納骨堂の屋根を損傷させているのが見つかりました（資料の誤字を訂正）。16日（金）に通報があったため、すぐに現地確認のうえで愛媛県教育委員会に報告しました。1月28日に樹木医と共に現地調査を実施しました。現在、再調査の準備をしています。診断書の完成後、損傷届の提出を所有者である盛景寺に指示する予定です。以上です。

（会長）今の説明について、御質問御意見をお願いいたします。

（委員2）ちょっとすいません。

（会長）はい。委員2お願いします。

（委員2）この樹木が折れた原因は、もうこれ温暖化です。一昨年、それから2年間続いて夏が暑かったんですよ。それで去年は特に雨が少なかったんです。それで、いろんな樹木が弱ってますから、これから次々こういうのが出てきます。それで、今年の夏はどうかというと、実は南米が今、異常降雨なんです。アルゼンチン、それからブラジル。リオデジャネイロで連日40℃以上が出てるっていうのが、ちょっと考えられないので、この夏も去年以上に猛暑になる可能性があります。私の長い間の経験から言うと。それはなぜかと言いますと、この冬の低温ですね。ちょっと話が長くなりますけども「三八豪雪」というのは皆さんご存知ないと思うんですが、1963年、私は当時大洲高校におったのですが、あの時に肱川河辺近くで1m近く、ちょっと上の方だと1mぐらい。というのは、雪が約40日間降り続けたのです。その現象は新潟から来た。だからずっと行きよって、平年の2倍3倍の降雪になるんですね。これは偏西風が蛇行してるわけで、これが今度逆になると猛暑になるんです。ですから、これから天然記念物

は、所有者さんはかなり大変じゃないかと思うんです。だから、生き物の指定というのは、考えないといけない時代が来るんじゃないかと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。今後もこういった被害が出る可能性があるということですね。他ございませんか？(会場沈黙) よろしいでしょうか？はい。では、次のご説明をお願いいたします。

3. その他

(1) 歴史資料の整理について

(事務局 3) はい。本文の 7 頁を御覧ください。歴史資料の整理について説明いたします。前回の審議会では駆け足で説明いたしましたが、令和 3 年度以降、民具を中心とした歴史資料の整理作業と、受け入れの厳密化を行っています。所蔵する民具のうち、令和 6 年度の下半期に短床犁の仕分けを行いました。今回は、それ以外の犁、つまり家畜を用いて耕作地を耕す、迫り上げ犁、唐犁、長床犁ら 29 点を対象とし、整理を行いました。野中と永木で現物を精査した結果、資料 6 の一覧表を作成しました。資料 7 は、平成 23 年度に作成した民具台帳に、保存状況や記録漏れ、記載ミスの情報などを追記したものです。この 29 点のうち 1312, 1314, 1315 番の 3 点は、短床犁として民具台帳が作成されていますが、令和 6 年度に、その形態から、短床犁ではなく長床犁に分類変更されるべきと判断しました。1238 番は畝立という名称で台帳が作成されていました。1277, 1278, 1279, 3766 番は台帳上、鋤とされていますが、これら 5 点は、1243 番と 1244 番の記載と合わせて、唐鋤に分類し直すべきと判断しました。前回もそうでしたが、今回も、いったい何をもって民具を「重要」とみなすのか、非常に悩ましい分類となりました。保存状態がよいものや、明確に伊予市内で生産されたもの、所有者等が明確であるもの、墨書や刻印などどのような情報が得られるか、民具の変遷や多様性を説明できるかに重点を置いて、「重要」「基準外」に分類し、表 6 に記載しました。御意見の程、よろしく願いいたします。

(会長) それでは民具に関する説明につきまして、御意見お願いいたします。確認ですが、今の説明について、今やっている方法に問題はないか、というような内容でよろしいですか？

(事務局 3) はい。

(会場、発言なし)

(会長) もう一度確認をいたしますが、基準外の民具を抽出して、それについて、抽出したものを、廃棄する、というようなことになるのでしょうか？

(事務局 3) いきなり廃棄というわけではなく、優先順位として今後の、今の段階では、まだ具体的にどうするという事はないのですが、まずは基準から外れた民具を抽出していこうという話です。

(会長) もう一度原点に戻りますが、その作業をしているのは、保管場所に問題がある、あるいは、保管場所がもういっぱいになって、新しい収蔵ができないというような、保管場所の問題が原因になりますか？抽出を始めた理由です。

(事務局 3) はい。そうです。令和 3 年度の第 1 回伊予市文化財保護審議会で御提示した内容を読み上げますと、保管場所の老朽化に伴う保存環境の悪化、将来的に老朽校舎の取り壊しが想定されることに伴う保管場所の移転や容量制限などの課題がありまして、それに対応するために整理をするということで、このような事をさせていただきました。

(会長) なるほど。本来であれば廃棄に繋がるようなことはしない方がいいんですけども、そういった収蔵場所の問題があって、選別を今行っているということですね。

(事務局 3) ですので、ここで選別したからすぐに捨てますとか、そういうことにはなりません。一旦は整備分類をしているという状況です。

(委員 6) はい。

(会長) 委員 6、お願いします。

(委員 6) 失礼します。つまり、これももう本当にいっぱい、中山地域の議員さんからも御質問があつてですね。実際の保管状況と、「実際に子供たちや市民の見学、学習の場所になっているのか。私は 1 人も見ていない」という、厳しい御意見がありました。だから、保管状態もそうだし、活用という点でも、されてないという指摘があつて、その時に答弁もあつたと思います。ですから、最初の時の報告事項の、ここも言われてる野中、永木、中山高校保管ということであつたけども、なかなか予算上のこととかもあつてですね、遅々たる進め方ということになっているので、非常に皆さん心配されてるのは事実だと思うんです。ですから、

この整理仕訳作業の基準と、それから、もう場所がないから、こうしなければならぬというのが本当にいいかもしれないんですけども、この保管のことをです、やっぱり抜本的に考えないといけないと思うので、ちゃんと内容もよくわかってないんですけども、実際に永木のところで全部集中するとかです、そこらで明確なものかとか、あるいは中山高校本館ということもありますけれども、そこは多分、いつも聞きますが、悩ましいところです。もう少し補足していただいたらなと思って。この仕分け作業とずれるかもしれませんが。はい。

(委員 5 が挙手)

(会長) はい。お願いします。

(委員 5) 集まってくる民具なんですけど、どうしても私達の思考を縛ってるのは、唐箕とかああいう道具だと思うんですけど、事務局がある程度明らかにしてるように、昭和の大規模メーカーとかが作った唐箕とかは、やっぱり立派なので、残りがいいのです。ですから、昭和の民具を網羅的に集めるという趣旨か、それとももうちょっと違う、古い、より江戸時代に近いものを集めるのかとか、ちょっとその辺ももうちょっと絞ってもいいんじゃないかなと思うんです。民具の編年って、ものすごい難しいテーマではあるんですけど、明治時代以降、民具ってもう結構商品化されてるので、伊予市で造ってるとか、そういう商品価値と、全国メーカーで作ってる唐箕とか、なんというか、より古く見えてしまう昭和の民具とかは、もうちょっと整理してもいいんじゃないかなとは思っています。

(会長) ありがとうございます。単純に整理の作業の仕方がいかにどうかというよりも、内容に関わる場所を見ていくということと、それから委員 6 からも御指摘ありました通り、収蔵場所をどうするのかという問題と、いろんな問題がここには含まれているのではないかなと思います。今御意見があった通り、言ってしまうと、どこにでもあるようなたくさんの製品を、どういうふうに価値付けるのか、というところを、ご指摘があった通り、伊予市で造っているというものは伊予市の製造産業の歴史を表すものでもありますし、それから一般的にたくさんあるものであっても、伊予市のどこで誰がどんなふうに使ってたかという使用例が明らかなもの、これも重要な資料になるだろうと思います。今使ってる道具と、当然、昭和の場合は違うと思いますので、昭和の伊予市の歴史を残すという意味で、製造や活用の事例が、筆で実物に書かれていれば一番明確なんですけれども、収集の際に聞き取りでそういう事がわかるとかというものは優先的に残して、全く情報が無い、一般的な商品としてしか見ることができないという

ようなものは、仕方なくではありますが、選別の対象になっていくということだろうと思います。そういったものがたくさん残ってて、新たに重要なものが収蔵できないというのも問題ではありますので、やはり収蔵のスペースの問題と絡めつつ、総合的に判断していく必要があるだろうと思います。他、いかがでしょうか？よろしいですか？それでは、報告を続けてください。

(2) 灘町堀井恭弼収集資料の選別について

(事務局 3) はい。本文の 7 頁を御覧ください。先程も言及しましたが、令和 6 年 11 月 15 日、故堀井恭弼氏の自宅で保管されていた歴史資料一式を寄託していただき、令和 6～7 年度に、委員 1 の協力を得て整理しました。枝番号を含めて 600 点以上と数が多いため、分類したうえで一覧表を作成しました。資料 8 に分類と一覧表を掲載しています。現時点で、12 のカテゴリに分類しています。寄託期間は令和 8 年度末（令和 9 年 3 月 31 日）に設定しています。つきましては、来年度末までに全点を次の 3 つに分類する予定です。まず①、寄贈へ切り替える資料。伊予市の重要な歴史資料として保管していくものです。次に、②歴史資料としてではなく、伊予市立図書館の蔵書として扱うのが好ましい資料。これらはいずれも寄贈への切り替えになります。そして③、所有者へ返却する資料です。これは、状況により第三者への譲渡、廃棄処分を想定しています。歴史資料としての寄贈へ切り替える資料は、『伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱』に則り、伊予市にとって重要な資料であるかを確認したうえで受贈することになります。本会では、12 分類のうち 1 から 4 の一覧表をご提示したうえで、受贈の妥当性について事務局の意見を述べさせていただきます。

まず 1 番目は「庄屋文書」です。一覧表を御覧ください。21 番以外は全て近世文書の原本とみられるため、寄贈に切り替えたうえで、古文書として保護する必要があります。真贋や出所、堀井氏の手へ渡った経緯は不明ですが、今から本来の所有者を確認し、所有権を証明するのは現実的ではありません。よって、ここは伊予市教育委員会の所蔵資料として、適切に保護していくべきと考えます。

次に、2「古文書を筆写した資料」と 3「古文書を機械でコピーした資料」です。これらには、市外の古文書を写したものも含まれますが、多くは伊予市に関連する古文書です。原本ではないのですが、原本が所在不明となっている伊予稲荷神社の『藤市引請証文之事』や、鶴崎の『鶴ノ崎村役所（鶴崎和田家文書）』が含まれます。他の古文書も、原本が消失してしまった際の予備となることが期待されるため、伊予市教育委員会の所蔵資料として保護していくべきと考えます。

そして、最後に 4「県立図書館での古文書解説講座、愛媛古文書研究会関連資料ほか」です。昭和の後期から平成前半にかけての古文書解説講座や愛媛古文書

研究会の資料がまとまって保管されており、貴重な資料です。しかし、伊予市とは関係が薄い市外の資料を題材としたものが多いため、伊予市で保管するのが適切かは議論の余地があります。今後の選択肢としては、以下の3つが考えられます。まず①、全点を伊予市で受贈する。次に②、伊予市ではなく、適切な第三機関に提供するものです。ただ、県立図書館と県歴史文化博物館に相談したのですが、既に保管しており不要との回答を得ましたので、ほかの機関を探す必要があります。最後に、③伊予市に関連する資料のみを抽出して伊予市で受贈し、それ以外の資料は、それぞれの関係自治体に提供するというものです。一覧表の数が多いのですが、御意見を賜りたく、お願いします。

(会長) ありがとうございます。古文書書籍の資料になりますが、先ほどの民具と同じような課題が、ここにあると思って見えています。今説明がありました通り、今後これをどうしていくかという点について、質問や御意見をお願いいたします。

(事務局 3) 資料を会場にお持ちしておりますので、必要でしたらお出しします。

(委員 2) ちょっとかまいませんか？

(会長) はい。委員 2、お願いします。

(委員 2) コピーは、どんなコピーですか？ジアソ式の青いもの？

(事務局 3) 百聞は一見に如かずといいますので…。こんな資料です。

(委員 2) ああ…。いつ頃ですかね。コピーは、消えるんですよ。なぜ消えるかというとは、トナーを紙の上で焼く糊が、合成糊なんです。合成糊というのは、大体2、30年で劣化して接着力が弱るんです。だから、置いているといいのですが、ちょっとこすったら消えるのです。ですからコピーを保存される場合は、そのまま重ねずに、間に1枚ずつ柔らかい和紙を置くとか、そういうことをしないともちません。それからジアソ式のは、私たちが最初にコピーやったのがジアソ式って言うんですけどね。青いやつです。もう皆さんご存知ないかもしれませんが、これは青になったままで固定して保ちます。読みにくいですが、それ以上は劣化しません。その場合、問題が下の紙ですけどね。紙が酸性紙ですと、大体30年から40年でパラパラになって壊れます。ですから、中性紙使ってちゃんとコピーしてるやつは100年ぐらいもつと思います。それと筆写の場合は、

書いたインクに問題があります。というのは、私が教員になったのが昭和36年、1961年ですけど、その時に、生徒の指導要領を書く時に、「ボールペンは使うな」と言われたんです。その当時のことですよ。それから、「書くのは必ずブルーブラックインクで書け」と。「他のインクは使うな」と。なぜかと言いますと、ブルーブラックインク（※没食子インク）は、色素が鉄なんです。だから書いた時は青いけど、鉄が酸化したら黒くなるんです。これは紙の中に馴染んでもつんですね。ところがその当時のボールペンは、大体2、3年経ったら薄くなって消えたんです。だから銀行員なんかもボールペンは使わなかった。今はもう、我々ボールペンが当たり前になっておりますけどね。だから、そういう保存性能をよく考えて保存していただかないと。それで現在のコピーは、50年100年経った後は、私はわかりません。だから、保存したい人には、20年か30年たったら、もう1回コピーをして、それを繰り返さないといけませんと言っています。そうしないと、紙とトナーと接着剤の寿命がわからないんです。それとデジタルなんかでも、DVDは大体20年経ったら駄目ですよというのが、メーカーの言い分です。これから物を保存するのは非常に難しいですから、そこんところ考えていただいたら。ももう寿命が短いんですよ。最近のものはみんな。以上です。

（会長）ありがとうございます。貴重であるから保存するというのであれば、デジタル写真に撮ってそれを補完していくっていうことも大事だと思いますし、また用紙以外に、それを返却するとかという時も、写真を撮っておけばいいのではないかなと思います。ちょっと作業が増えて手間になりますけれども、また考えてみてください。はい。他ございませんか？

（委員6）はい。

（会長）はい。委員6お願いします。

（委員6）古文書関係の資料、コピーしたものとかがありますけども、第1次資料は当然保管しないとイケない。いわゆる郷土史家の皆さんが、こういう形で自分の学習だとか研究のために記録しているのは貴重なものなので、おそらくもう原本そのものが無いわけですよ。ですから、ここにある目録的にこういう書いていただいているものがあるから内容がわかるのであって、これは要するに、こういう資料がかつてあった、という記録にはなってるので、何か調べようとされる方は、ここから見つけてそれを利用するという方が当然いらっしゃると思いますから、基本的には、例えば原本があるというのであれば別にしてですね、少し厳選するといいますか、できるだけこういうものを利用してきたということ

で、残していくというのが、やっぱり基本的な市の立場、姿勢ではないかなという気はします。ですから、例えば伊予市歴史文化の会でも、今までも M 先生とか Y 先生とかいらっしやったんですけども、皆さん亡くなられた際に、資料などがいっぱいありまして、子孫の方がどうしようもないので処分したり、事前にお家を訪問して必要な物を預かったりするような経過も何回か経験してますけども、そういうものも損失してしまっって、もう見つけることができないというのが現実なので、ある意味こういう形で見つかったというのは、非常に大事だと思います。おそらく第 1 次資料そのものが、『伊予市誌』などを作成したり、あるいは県の資料を作成した時の第 1 次資料がですね、伊予市にはほとんど残ってないんですよ。ですから、これまでも写真があるとか、文書があると言っても、原本はどこに行ったかわからないっていうのが現状ということなので、かつての郷土史家が見つけたものが、どこかに行ってしまうっていうのが現実なんで、こういうものは貴重ではないかなと。形は、コピーであったり、書いたものであるかもしれませんが、できるだけ、全てかは分かりませんが、御指摘できるのではないかとというのが、私の意見です。

(会長) 他ございませんでしょうか？できるだけ残していくような方向でという御意見が出ました。

(事務局 3) 御意見ありがとうございます。

(委員 9) この古文書についてですが、テレビで外国からまた新しい虫が入ってきて、古公文書の保管が難しくなってきたおると、博物館なんかもこれから大変だと言っておりましたので、そこら辺ご検討いただいて、やっぱり重要なものは、適切に管理していただくようお願いしたらと思います。

(委員 2) あの虫は和紙です。西洋紙は食害が少ないんですよ。和紙がいかんです。

(会長) 実際に保管されてるもの、仮に保管しているものも含めて、通常の防虫剤でも構わないので、必ず防虫の工夫をしていただいたらと思います。他いかがでしょうか？

(委員 2) ちょっとすいません。紙の保存っていうのは容器が大事なんです。プラスチックの容器は駄目ですから。木製が一番いいです。プラスチックはどうしていけないかというと、密閉してしまったら、中の空気が入れ替わらないので。

紙は生きています。息してるんです。ですから、空気が通る入れ物で保管してください。だから木製の入れ物は季節によって、いわゆる空気が乾燥したら開いて、湿ったら閉まる、これで息しよります。私共も築 150 年の家に住んでおりますけど、2 階の木の箱の中にいろんなものを入れております。これだったら、そのまま放っておいても、着物はもつんです。ところが、家族がうっかりプラスチック製の入れ物に入れたら、これ全部 20 年ほどで駄目になりました。ですから、そこのところよろしくをお願いします。

(会長) なかなか、桐の箱を買うのは難しいかもしれませんが、中性紙の箱とかも、今相当高くなってるので、買うのは厳しいとは思いますが、保管に留意するということ、御意見いただいたと思いますので、ご注意ください、予算の確保をお願いしたいと思います。他ございませんか？できるだけ残していくという方向で検討をしていただくということで、よろしいでしょうか？

(事務局 3) はい。

(会長) はい。それでは、説明の方はまだございますか？

(3) 伊予市内における佐伯矩の痕跡の評価について

(事務局 3) はい。本文の 7 頁の最後を御覧ください。令和 8 年は、佐伯矩博士 (1876~1959) の生誕 150 年目にあたります。佐伯矩は現在の西条市にあたる氷見で生まれたのですが、医者であった父が本郡村、つまり現在の伊予市大字本郡に招かれたことから、3 歳から大学進学まで伊予市で過ごしました。栄養学を確立した佐伯矩を顕彰するために、愛媛県人物博物館が企画展を開催中です。伊予市教育委員会では、これに合わせて、伊予市内に散在する佐伯矩の痕跡を集成する事業を実施し、人物博物館に情報提供をするとともに、1 月 24 日 (土) には企画展の関連講座「伊予市内における佐伯矩の痕跡」に講師を派遣し、成果を発表しました。講座の準備として、この伊予市内に佐伯矩の痕跡がどの程度残っているのかを半年間以上かけて調査した結果、一定の成果が得られました。資料 9 を御覧ください。こちらが、調査成果をまとめたものです。伊予市内には、佐伯矩のお墓や子孫の自宅などは残っていませんが、佐伯矩が伊予市内に残した様々な痕跡や記憶を記録することができました。伊予市教育委員会では引き続き、伊予市内における佐伯矩関連資料の調査に努め、その成果を市内外に発信していく所存です。この件に関しては、愛媛県と西条市さんとも連携が必要です。具体的にどのようなことができるのか、事務局の方でも考えてはいますが、本会では委員の皆様からの御意見を賜りたく、お願いします。以上です。

(会長) 資料はたくさん用意されてますけれども、何か補足説明はよろしいですか？

(事務局 3) 今回は、このような調査成果が得られましたというご報告と、今後、たとえば佐伯矩先生が書いた扁額などが残っているのですが、こういうものが市の指定文化財にならないかと、担当者としては考えていますが、課内の意見が固まっていないので、御意見がございましたら、よろしくお願いします。

(会長) では、今後のことも含めてということで、質問、御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか？

(委員 6) はい。

(会長) 委員 6、はい。

(委員 6) はい。今、事務局 3 の方からもご説明ありましたように、今年は佐伯矩の生誕 150 年ということです。ご存知の通り、去年市政 20 周年行事として、佐伯矩をテーマにした DAIKON MAN というラジオドラマを南海放送と一緒にしまして、非常に、県下に伊予市の佐伯矩ということで PR し、反響がありました。実は、佐伯矩の顕彰には私も関わっておりまして、1997 年に日下部正盛氏という伊予市歴史文化の会の方が、冊子をまとめまして、佐伯矩の伝というのはですね、長女の佐伯芳子氏の『栄養学者 佐伯矩伝』という本があるんですけども、それが 1995 年に出された 2 年後に、日下部先生が郷土の本郡で聞いたものとか、そういうものを加えてですね、ふるさとの偉人ということで、まとめられました。そういうことはあったのですけれども、実は(※合併で)新伊予市になった時に、新伊予市の一つの事業として「食と食文化のまち作り」ということが始まりました。ちょうど食育基本法ができたこともありましてですね、「食と食文化のまち作り」というのを一つの政策の柱にしまして、その時に栄養学の佐伯矩を見直そうと、佐伯矩が育った伊予市で食のまち作りをという動きがありまして、この資料にもありますけども、没後 50 年だったということもありまして、栄養寺に顕彰碑を建てたわけです。そういうことで伊予市の人も少しはわかってたんですけど、結果的にはなかなか皆さん存じ上げなかったんです。それが今年 150 周年でですね、そういう DAIKONMAN ということで、注目をされている。また最近、NHK の「英雄たちの選択」で取り上げられるということもありましたし、佐伯矩についての研究も、最近では、これも先ほど説明ありました県生涯学習センターで講演されました、東京大学の上田遥さんが『日本栄養思想史』という本を出さ

れて、これが一番新しい本ですけども、研究者も改めて佐伯矩の調査研究をされました。それで、今回の生涯学習センターの企画展で、非常に便利な図録ができました。これは、僕らも調査行ったんですけども、東京大田区の佐伯栄養専門学校の中に、資料がたくさんあったんです。それはほとんど調べきれていないもので、ここの学芸員のTさんが、図録としてまとめました。いろんな研究が非常に進みまして、我々が知ってた佐伯矩の業績以上のことが出て来たということで、伊予市のためによくやってくれてるからと。いずれにしても、佐伯矩が3歳からここで育って、そしてまた世界の栄養学を、この日本から作り上げたということについては、伊予市としては大事な発信力ではないかと思えます。ですから、そういう点では、この文化財専門員が調べた、いろんな本郡村のこともありますし、あるいは書かれたものも大事ですけれども、佐伯矩の全体のことを学習できるような、出来たら、書籍や調査報告書などが図書館のコーナーとして作られて、皆さんがやっぱり、栄養学に関わりのある街として、発信ができるようにするというようなことも、大事ではないかな、というふうに思えます。ですから、一過性の事じゃなくて、是非、伊予市の「食と食文化のまち作り」の一つの大きな柱としてですね、是非活用していただきたいというのが、今後の。勿論、いろいろこれから調査が進むと思えますから、そういうことです。

それからもう一つ、今年が150周年なので、飛ばして説明がなかったと思うんですけども、本郡に佐伯矩の実家がありまして、育った実家の間取り図なども見つかっておりますので、本郡に、今年は解説板を作ろうと思えますので、顕彰碑と合わせて、そういった設備も今年用意をしています。付け加えました。

(会長) ありがとうございます。事務局は何かコメントありますか？

(事務局3) 御意見ありがとうございます。具体的にどういったことをしていくか今後検討させていただきますが、何かはさせていただこうと思えますので、よろしくをお願いします。

(会長) 記念の年にあたって、いろんな研究も進んでいるということで、今後、文化財の指定の話もありましたけれども、そういったことも含めて考えてみてください。他、ありませんでしょうか？(会場沈黙) ございませんか？報告は以上でよろしいでしょうか？

(4) その他

(会長) では、全体を含めて、あるいは追加で御意見ございましたら、お願いします。ご発言がなかった委員の皆様も、感想でも構いませんので、ありましたら

お願いします。

(委員 5) ちょっとした情報ではあるんですけども。

(会長) はい。

(委員 5) 今日の資料の中でもちょこちょこ名前の挙がっていた北山崎小学校の M 先生のご配慮で、三秋のため池の改修工事が行われてるんですけども、その木樋をですね、北山崎小学校で今後保管するらしいんですけども、大人池の資料を、私の方もかつて分析させていただいたので、継続して伊予市の方の木樋をまた調べてみたいなど考えていまして。理科学的な分析を少しやらせていただく予定です。また成果とかありましたら、皆様にご報告させていただきます。

(会長) ありがとうございます。何かありますか？

(事務局 3) はい、ありがとうございます。三秋大池の木樋の件ということで、ご発言いただいたと思うんですけども、こちらは、昔は姥ヶ谷池と言ったんですけども、伊予市内でもかなり古いため池でして、正保 4 年、西暦 1647 年に堤体の嵩上げ工事があったという記録が残ってるくらい古いため池なので。ただ、市の指定文化財でもないし埋蔵文化財包蔵地にも入っていないんですけど、伊予市の大事なため池だと思しますので、また御協力させていただければと思います。補足ですが、大人池の木樋というのは、平成 30 年度に尾崎の大人池から出てきた木樋がございまして、こちらを『伊予市内遺跡詳細分布調査報告書 V』の方で報告させていただいたんですけども、委員 5 にご協力いただいて年代測定をしたという経緯がございまして、今回その続きということで、恐らく近世であろう木樋を、調査していただくということになります。ちなみに先程の姥ヶ谷池は、明和 9 年つまり西暦 1772 年に木樋の交換をしたという記録が残ってますので、それも含めてまた、情報がございましたら、よろしくお願いします。

(会長) 江戸時代の木樋ということですね。

(事務局 3) おそらく。明治 5 年に大洲藩の後継の大洲県が、ため池の目録、一覧表を作ってまして、そこでため池の改修履歴を書いてますけども、それによると、明和 9 年に木樋の交換があったという記録が残っております。それと合う年代が得られれば、ぴったり合うんじゃないかという考えです。

(会長) いずれにしても江戸時代のものが残るということでも貴重だと思いますので、また調査の方をお願いいたします。他、いかがでしょうか？

(委員 6) はい。宣伝で、今日ちょっと配らせていただきましたけれども、伊予市文化協会の 20 周年になっておりまして、記念事業で、今年度から「ふるさと伊予市学」の講座を連続でやっていこうということで、1 回目が 2 月 14 日にミュージゼ灘家、宮内邸で行うことにしています。ここでは、伊予市の指定文化財となりました「明治六年高岸村絵図」などですね、あるいは伊予郡の絵図、あるいは国絵図も含めて読み解いていただくというのが、1 回目 2 月 14 日に行われます。それからもう一つ、資料に書いてはないんですけども、4 月 26 日に伊予市歴史文化の会の総会があるんですけども、その時に、今日の報告の中にもありましたけれども、今、歴博で「伊予の経塚名品展」が 2 月 14 日から行われますが、大平の堂ヶ谷の経塚から出土した経筒の展示がやられてますので、4 月 26 日には「平安時代の伊予」ということで、講演会を伊予市歴史文化の会の講座として行います。それから 5 月 26 日ですけども、先程の佐伯矩の 150 周年記念ということで、ちょっとご紹介しました県生涯学習センターの富吉さん、これをまとめたいただいた学芸員をお呼びして、第 3 回目の伊予市学の講座を 2 ヶ月ぐらいに 1 回ぐらいのペースでやろうかなということです。文化協会 20 周年事業ということで、連続でやっていくようにします。1 回目は 2 月 14 日ですので、もしよろしかったらご参加いただけたらと思います。はい。

(会長) ありがとうございます。他いかがでしょうか？ ご発言のなかった委員の皆様、何かございませんでしょうか？

(委員 8) いいでしょうか？

(会長) 委員 8、お願いします。

(委員 8) 失礼します。YouTube の動画をいくつか順々に作っていただいている、大変いい取り組みだな、と思います。先ほど DVD は 20 年でもう駄目になるという話ではありますが、そういうネット空間上に、資料として残していくというのが、実は先々、貴重になっていくんじゃないかなと私自身は思っていますので、忙しいとは思いますが、是非続けていただきたいなという希望を持っています。ちなみに、この柚山先生の講演なんかも、大変いいと思うんですけども…。

(委員 6) YouTube に上げます。

(委員 8) ありがとうございます。また、そういう情報があるとありがたいです。以上です。

(事務局 3) ありがとうございます。YouTube 動画で「両谷獅子舞」の件なんですけども、視聴回数についてはそこまで伸びてないんですけども、地元の子供たち同士で「こんなこと僕やっているんだ」と言って動画を見せて「じゃあ僕も始めてみようか」と言ってくれた子供が出て来たそうです。それを聞いて、苦勞が吹き飛んだ気がしました。今後も続けていきます。

(委員 8) 視聴回数の問題じゃないと思っています。

(会長) アップしているのは教育委員会さん？

(委員 6) 文化協会です。ビデオ（カメラ）がありますんで。

(事務局 3) 柚山先生の件は文化協会さんで、文化財の件は伊予市教育委員会。

(会長) 教育委員会の方と文化協会の方と、2種類あるということなのですか？

(事務局 3) 「えひめ伊予市の文化財」シリーズというのを作ってまして、それは文化財専門員で撮影から編集まで作って、上げているんですけども、柚山先生の件は、文化協会さんの方で。

(委員 6) そうですね。これまでの分も、できるだけアップして進む。再生回数は別にして、記録としてはございます。

(会長) 検索すると多分ヒットすると思うので、何か調べたい人にとっては、とてもありがたい、いいことだと思います。はい。貴重な情報ありがとうございます。他、いかがでしょうか？(委員 1 が挙手) はい。

(委員 1) すいません。動画の話が出て、思ったんですが、昔、VHS のテープで祭りの様子を多数録画して保管しておったはずなんですけど、動画公開とかは予定してないんですか？昔、VHS のテープで、近所の高齢女性が、祭りとか、そういった様子を全部丁寧に残しておいたはずなんですよね。知りませんか？

(事務局 1) はい。伊予市立図書館の方で、実は VHS 扱ってありましてそれを電子化してですね、一度 YouTube に上げたんですけど、こちら(※伊予市文化交流セ

ンター)の指定管理との兼ね合いの方で、整理をした関係で、どちらの方に記録したかというのを、まだ把握しておりませんので。電子化は確実にしておりますので、確認した上で、またYouTubeの方で公開していきたいと思います。

(委員1)先ほどの話もあったようにVHSも、そろそろ再生できなくなるといいますので、ちょっと安心しました。

(会長)はい。電子化も進んでるということで、そういった民俗芸能の映像というのは、途絶えた場合に、復活する時に非常に重要な資料になりますから、とてもいいことだと思います。またそれもアップできるように、工夫していただけたらと思います。他ございませんか？(会場沈黙)はい。それでは終わりの時間も近づいてきましたので、進行を事務局にお返しします。お願いいたします。

4. 閉 会

(事務局2)胡会長、ありがとうございました。閉会にあたり、上岡教育長がご挨拶を申し上げます。

(教育長)委員の皆様、本日も長時間にわたり貴重な意見をいただき、ありがとうございました。実際に、本当に貴重な御意見いただいて、皆様から出た意見を、これもやれやれと、実際には言いたいところなんですけども、今日は予算についてちょっとお話をさせていただきますが、伊予市の予算も潤沢にあるものではありません。今年度、学校教育課の方では、子供たちに2回目のタブレットを渡すようにしました。それから、これからですね、学校施設の校舎、体育館の冷房、これも考えていかなければなりませんし、トイレの洋式化、それから学校教育においては教員だけでは足りないのも、会計年度任用職員さんも雇わなければなりません。この人件費も、非常に、毎年増加をしております。それから皆様ご承知の通り、部活動の地域展開、今まで学校でやってたものを、学校だけでなく、地域の人材で、地域に持っていく。移動手段とか、そういったことも考えなければいけないし、人件費も払わなければいけない。そういうことを、何をして何が必要で何が予算削減していかなければならないかを、今、学校教育課、それから社会教育課、社会教育の行動分野も多岐にわたりますので、当然スポーツや文化の継承、また保護や振興を進めていかなければならない。なので、教育委員会の職員には、今何が必要で、何が必要でないかを十分考えて、これから予算を使ってくれと話をしております。従って、今までやったことをただ継承して「これは使っていきます」「この予算はいります」じゃなくて、必要でなければ使わんといてくれと。もう、予算削って他の回す事、必要な事がたくさんあるんですから、そういったことをしてくれと頼んでおります。年末に、今日いろいろ御意見いた

だいたんですけど、私も野中小学校と永木小学校へ行って、実際に全部校舎回ってみました。屋上にも上がって、これから雨漏りのことでお金がかかるな、ということをお話したんですけども、実際私も専門家ではないわけですが、同じものがたくさんあるんですよ。そしたらこれ、何を除けて、何を残していかなければならないかというのは、やっぱり、いろんな形、いろんな人の目を見ていただいて、また委員の皆様にも、これから意見もお伺いをしていきたいと思っております。特に、この文化財のことにつきましては、なかなか保存活用地域計画についても、実際には進めていかなければならないんですけど、まだそれが具体的なところで見えておりません。そういった意味では、こういったことをしっかり具体的に、文化財の保護のためにどういうことをまず進めていかなければならないかを、また社会教育課の方でしっかり話し合って、ただいきあたりばったりでやるんじゃなくて、計画的に進めていく必要があるのではないかと、私自身感じております。そのためには、本当に専門家の御意見、委員の皆様の御意見が必要になってくると思っていますので、是非とも、これからは忌憚のない御意見を言っていただければ、私たちも、それをできる範囲でやっていきたいと思っておりますので、これからはご協力ご指導のほど、よろしく願いいたしたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(一同) ありがとうございます。

(事務局 2) 皆様ありがとうございます。審議会の議事録は、完成次第送付いたします。よろしく願いいたします。以上をもちまして、令和7年度第2回伊予市文化財保護審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。